

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日に、  
日曜日は、  
日曜日の翌  
日とする)

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

### ◇ 選管告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体

## 告 示

鳥取県告示第四百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福永地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十二年十一月十八日現在の地番による。)
福兼字堂ノ脇	福兼字堂ノ脇のうち三〇の一の一部、三一の一、三三の一の一部、三三の二、三五の三、三六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福兼字屋敷ノ上	福兼字屋敷ノ上へのうち四二、四五、五二、五三と一体をなす国有地の一部以外の区域
福兼字福永宮ノ前	福兼字堂ノ脇三六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 福兼字屋敷ノ上へ四二、四五、五二、五三と一体をなす国有地の一部 福兼字福永宮ノ前の全域 福兼字下モ田一〇四から一〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 福兼字福永上ノ谷平一五〇の二及びこれと一体をなす国有地

福兼字下モ田	福兼字堂ノ脇三〇の一の一部、三一の一、三三の一の一部、三三の二、三五の三、三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福兼字下モ田のうち一〇四から一〇七までの一部、一一一の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福兼字福永上ノ谷平一四六の二
福兼字前ノ平	福兼字下モ田一一の六及びこれと一体をなす国有地 福兼字前ノ平のうち一二〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 福兼字福永渡り瀬平一二二の三、一二二の四の一部、一二三の二、一二四の二 添谷字今村七八から八〇までの一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地
福兼字福永渡り瀬平	福兼字福永渡り瀬平のうち一二二の三、一二二の四、一二三の二、一二四の二以外の区域
福兼字福永上ノ谷平	福兼字福永上ノ谷平のうち一四六の二、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
添谷字大石ヶ塔	添谷字大石ヶ塔のうち四九から五二までの一部、五四の一の一部以外の区域 添谷字今村七五の一の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 福兼字前ノ平一二〇の一部及びこれと一体をなす国有地 福兼字福永渡り瀬平一二二の四の一部
添谷字片ツブリ	添谷字大石ヶ塔四九から五二までの一部、五四の一の一部 添谷字片ツブリの全域 添谷字今村七五の一の一部、七五の二、七五の三、八二の二、八二の三及びこれらと一体をなす国有地

添谷字今村

添谷字今村のうち七五の一の一部、七五の二、七五の三、七八から八〇までの一部、八二の二、八二の三、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百四十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十三年三月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										その他 の検査	備 考		
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	揮発性 塩素 (%)	水溶性 塩素 (%)	ペプト ン消化 率 (%)	D C P (%)			T D N (%)	M E (cal/kg)
境港市 協同組合境港ハ イ・ミール	境港市昭和町2- 11 協同組合境港 ハイ・ミール	フイツシュミール	63.2	68.2	8.6		15.7	3.81	2.56								
境港市 株式会社十勝ハイ ミール境港工場	境港市昭和町37 株式会社十勝ハイ ミール境港工場	クラウンミール65	63.2	68.3	8.8		16.1	3.83	2.61								
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	境港市外江町37 43-1 山陰くみあい飼 料株式会社	くみあい配合飼料 子牛育成用ニューア ー ト ボ ッ ジ ュ	63.2	17.5	2.4	4.6	6.2	0.92	0.63					15.4	70.0		
		くみあい養豚用配合飼 料和牛繁殖用産1号	63.2	16.7	2.2	5.1	7.1	1.01	0.89					13.8	67.8		
		くみあい養豚用配合飼 料ヒグマイトBボッ ジ ュ	63.2	16.9	3.7	2.3	4.3	0.62	0.53					14.5	78.1		
		くみあい配合飼料 種豚用S	63.2	16.0	3.3	3.0	4.9	0.81	0.59					12.5	79.0		
		くみあい配合飼料 フロクテイテ18	63.3	19.3	4.5	2.2	11.4	3.58	0.74					13.0	74.0		2,830

注 1 飼料の名称の欄中「 $\text{\textcircled{R}}$ 」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 野 間 隆 則 西伯郡中山町赤坂四二七

昭和六十三年三月十三日退任

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る福永地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
河原町	農村地域農業構造改善事業水根今西地区ほ場整備	昭和六十二年十二月十日

鳥取県告示第四百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年六月三日 鳥取県指令受都計三一二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字三右衛門道西北、字平八道西、字平八道東及び字堀川

尻北(第二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本町三丁目一〇二

大山観光開発株式会社

代表取締役 牧山正幸

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定に基づき、昭和六十三年四月一日以降政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田丸喜久治後援会	角田 春雄	安達 秋雄	米子市祇園町二丁目二二一
大和塾鳥取県本部	大西 範昭	田中 博	鳥取市寿町四〇二